沈殿池や濁水処理施設の設置等を行い、水路に対する濁水の排出を可能な限り逓減するとともに、工事施工により直接改変の影響を受けるホトケドジョウについては、改変区域外へ移植するなど必要な措置を講ずることとしていることから、本件事業による影響は軽微であると判断されている。

植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧ＩＢ類として掲載されているミクリガヤ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているオオアカウキクサ、イヌセンブリ、キキョウ、シラタマホシクサ及びキンラン、準絶滅危惧として掲載されているウスゲチョウジタデ、ミズネコノオ及びムラサキミミカキグサ等の生育が確認されている。しかしながら、ミズネコノオ等については、工事施工により直接改変されることがない周辺地域に生息しており、本件事業による影響は軽微であると判断されている。それら以外の植物については、起業者が現生育地に類似した周辺地域に移植を行うなどの適切な保全措置を実施することとしていることから、本件事業による影響は軽微であると判断されている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しておらず、保護のために特別に措置を講ずべき文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、本地域における交通混雑の緩和を主な目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第３種第２級の規格に基づき、４車線の道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、同令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間における本体事業のルートについては、申請のあったバイパス案（以下「申請案」という。）と、現道拡幅案及び一部既存道を利用したバイパス案の３案を、社会的、技術的及び経済的な観点から検討している。申請案は、他の２案に比べ取得必要面積は多いものの、家屋の移転数が最も少なく地域住民に与える影響が比較的少ないこと、施工性に優れること、事業費が最も安価であることなどから、合理的であると認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う市道付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、本件区間においては交通混雑が発生しており、できるだけ早期に現道の交通混雑の解消を図る必要があると認められる。

また、本路線の沿線自治体の長からなる伊勢志摩地区連絡協議会等より本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　三重県志摩市役所

○中部地方整備局告示第百六十五号

規定に基づき、告示する。

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の

(三)(二)(一)　道路の区域名　一号道路　種類　一般国道　路線の名称　一般国道四十二号　起点　三重県志摩市阿児町鵜方字浦御堂三一美佐野字浦一番一から同市阿児町鵜方字郡三五番一まで　延長　約一・二キロメートル　幅員　二十三メートル　変更前後の別　変更後　(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局多治見砂防国道事務所

○中部地方整備局告示第百六十六号

規定に基づき、告示する。

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の

(三)(二)(一)　道路の区域名　四十一号道路　種類　一般国道　路線の名称　一般国道四十二号　起点　三重県志摩市阿児町鵜方字浦山一番一から同市阿児町鵜方字郡三五番一まで　延長　約一・二キロメートル　幅員　二十三メートル　変更前後の別　変更後　(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局多治見砂防国道事務所

○中部地方整備局告示第百六十八号

規定に基づき、告示する。

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の

(三)(二)(一)　道路の区域名　四十一号道路　種類　一般国道　路線の名称　一般国道四十二号　起点　三重県志摩市阿児町鵜方字浦山一番一から同市阿児町鵜方字郡三五番一まで　延長　約一・二キロメートル　幅員　二十三メートル　変更前後の別　変更後　(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局紀勢国道事務所

○中部地方整備局告示第百六十九号

規定に基づき、告示する。

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の

一　路線名　一般国道四十二号　区間　三重県志摩市阿児町鵜方字浦山一番一から同市阿児町鵜方字郡三五番一まで（ただし、関係図面にかかる区間四・四キロメートル）　供用の開始の期日　平成二十四年九月二十一日十三時　供用開始の場所　三重県志摩市阿児町鵜方字浦山一番一から同市阿児町鵜方字郡三五番一まで（ただし、関係図面にかかる区間四・四キロメートル）　四　図面縦覧場所　三重県志摩市阿児町鵜方字郡三五番一まで及び同局紀勢国道事務所